

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）①）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績又は現況	（品質ポリシー） A) 特許審査の質を維持・向上するための、品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を2014年3月に策定し、同年4月にこれを公表した。（「品質ポリシー」は、「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」（以下、「PCTガイドライン」という。）の第21章（国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み）において、国際調査機関及び国際予備審査機関が設定すべきとされている「機関の品質方針」に該当する。）
	（品質マニュアル） B) 特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に「品質マニュアル」を2014年7月に策定し、同年8月にこれを公表した。（「品質マニュアル」は、「PCTガイドライン」の第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」に該当する。）さらに、2015年度の実施体制を反映させるために、2015年6月に改訂しこれを公表した。
	（その他品質管理のための具体的な手順を示す文書） C) 審査官が審査手続において従うべき手順として、「特許・実用新案審査基準」や「PCTガイドライン」のうち具体的な手順を示す部分（2015年9月に改訂し公表された審査基準では、「第Ⅰ部 審査総論」に該当）、「特許・実用新案 審査ハンドブック」、「面接ガイドライン」が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。また、2015年10月には、「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を策定し、公表した。
	D) 的確なサーチ（先行技術文献の調査）を行うために、受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与すべく、FI分類及びFタームについては、「FI分類表」、「FIハンドブック」、「Fタームリスト」、「Fターム解説」が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。
	（文書の管理） E) 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、及びその他品質管理のための具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、随時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理されている。

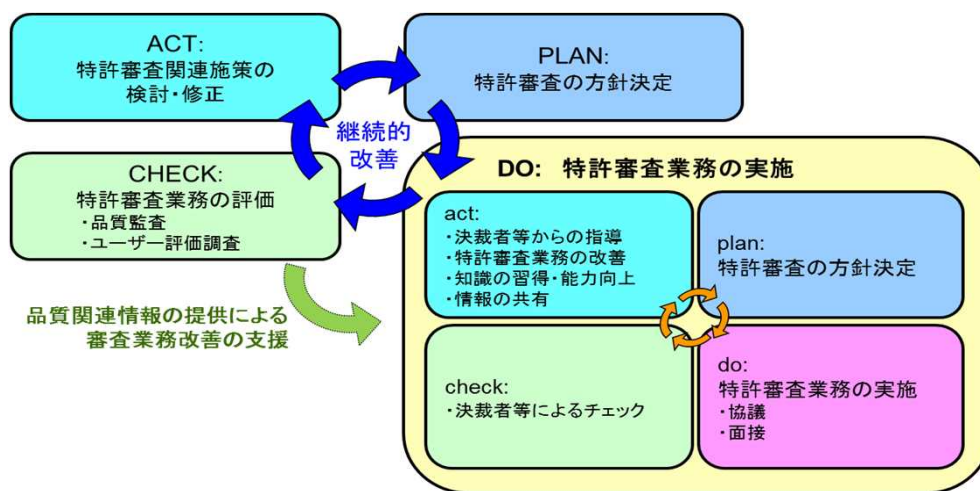
資料の所在	○品質ポリシー（上記A関連） http://www.ipa.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質マニュアル（上記B関連） http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○特許・実用新案審査基準（上記C関連） http://www.ipa.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukuiitu_kijun.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ガイドライン（上記C関連） http://www.ipa.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/guideline_pct.htm
	○特許・実用新案 審査ハンドブック（上記C関連） http://www.ipa.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm
	○面接ガイドライン【特許審査編】（上記C関連） http://www.ipa.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック（上記C関連） https://www.ipa.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm
	○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説（上記D関連） 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat） https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage トップページ＞特許・実用新案＞パテントマップガイダンス（PMGS）

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）②）

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績又は現況	（審査の進め方） A) 特許審査官が特許審査を行う具体的な手続が「特許・実用新案審査基準」において定められている（「第Ⅰ部 審査総論」）。 B) 「第Ⅰ部 審査総論」では、審査手順を「本願発明の認定」、「先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書等の取扱い」、「査定」、「補正の却下の決定」、「前置審査」、「出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め」に分け、各手順において審査官がなすべき事項が規定されている。
	（品質管理） C) 品質管理システム（品質管理及びその実施体制）の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及びその命を受けた特許技監がこれに対して責任を負うことが明記されている（品質マニュアル「Ⅰ. 品質管理システムについて 3.品質管理実施体制の概要」）。 D) 「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている（品質マニュアル「Ⅱ. 審査部内の取組」）。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び同マニュアルにおいて参照すべきとされた文書の記載に基づいて、実施されている。 E) 「品質マニュアル」は、いわゆるPDCAサイクルを、特許審査を行う部署全体におけるサイクルと、特許審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位（課相当）におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。さらに、出願人・代理人や登録調査機関などの外部関係者の協力が、特許審査の質、ひいては特許権の質の向上に貢献し得ること、外国庁との情報共有が国際的な特許審査の質の向上に貢献することが記載されている。品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、特許審査に関わる職員にとって有益で、特許制度のユーザーにも理解できる文書とするという方針のもとに作成されている。



【図1】特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図

資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第Ⅰ部 審査総論（上記A, B関連） https://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm
	○品質マニュアル（上記C, D, E関連） http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkvo_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）③）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実績	（品質管理に関する方針・手続の公表状況） A)「品質ポリシー」は、2014年4月に特許庁ホームページを通じて公表され、ユーザー評価調査に際してパンフレットの形で約600の調査対象者に郵送された。また、英訳版についても同ホームページを通じて公表されるとともに、国際会議の場でパンフレットを配布することにより周知を図っている。当該パンフレットは、日本語版・英語版共に、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 B) 2015年6月に改訂した「品質マニュアル」は、同月に特許庁ホームページを通じて公表され、英訳版についても、同年10月に同ホームページを通じて公表された。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 C) 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介するものを設け、説明を行っている（2015年度意見交換実施予定：約400件、2015年度上半期実績：46件）。 D) 2015年5月に作成した特許庁の紹介パンフレット及びDVD（「産業の発達を支え続ける特許庁ー世界最高の知財立国の実現に向けてー」）において、130年以上にわたる産業財産権制度及び特許庁の歴史を紹介するとともに、世界最高の知財立国の実現に向けた様々な取組の一つとして、「品質ポリシー」を紹介した。							
	（職員に対する周知状況） E)「品質ポリシー」は、2014年3月に策定されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。同年7月にはパンフレットの形で全特許審査官に配布され、ポスターを庁内の審査室、面接室等に掲示して更なる周知を徹底している。 また、改訂された「特許・実用新案審査基準」に、品質ポリシーに沿った審査が十分なされるように、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針を明記した。そして、この改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会を開催した。 さらに、2015年度から発行している品質管理の庁内誌において、JPOの品質ポリシーを外国庁の品質ポリシーと比較して紹介することで、JPOの品質ポリシーの考え方や意義を再周知した。							
	F)「品質マニュアル」は、2015年6月に改訂されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。							
	（職員向けの研修の実施状況） G) 審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。 2015年度実績 <table border="0"> <tr> <td>・審査官補コース研修、任期付職員初任研修（対象となる新人全員受講）</td> <td>2015年 4月27日 34名受講 2015年 5月26日 50名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修（対象となる審査官補全員受講）</td> <td>2015年10月21日 102名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修（新任上席審査官対象）</td> <td>2015年11月16日 16名受講</td> </tr> <tr> <td>・品質管理官向け説明会 （対象となる品質管理官全員受講） （年度の途中は品質管理官の人事異動に合わせて随時開催）</td> <td>2015年 4月 7日 94名受講 2015年 7月 7日 3名受講 2015年10月 5日 3名受講</td> </tr> </table>	・審査官補コース研修、任期付職員初任研修（対象となる新人全員受講）	2015年 4月27日 34名受講 2015年 5月26日 50名受講	・審査官コース研修（対象となる審査官補全員受講）	2015年10月21日 102名受講	・マネジメント能力研修（新任上席審査官対象）	2015年11月16日 16名受講	・品質管理官向け説明会 （対象となる品質管理官全員受講） （年度の途中は品質管理官の人事異動に合わせて随時開催）
・審査官補コース研修、任期付職員初任研修（対象となる新人全員受講）	2015年 4月27日 34名受講 2015年 5月26日 50名受講							
・審査官コース研修（対象となる審査官補全員受講）	2015年10月21日 102名受講							
・マネジメント能力研修（新任上席審査官対象）	2015年11月16日 16名受講							
・品質管理官向け説明会 （対象となる品質管理官全員受講） （年度の途中は品質管理官の人事異動に合わせて随時開催）	2015年 4月 7日 94名受講 2015年 7月 7日 3名受講 2015年10月 5日 3名受講							
現況	（職員の理解状況の把握） H) 上記G)の各研修の最後に、講義の内容を理解したかを確認（品質管理官向け説明会除く）し、研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施した。当該アンケートにおける5段階評価と自由記載を通じて研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。 さらに、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を行うこととし、品質管理に関する理解状況を確認すると共に、理解の促進を図った。							

資料の所在	○品質ポリシー(上記A, C, D, E, G関連) http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット(上記A, E関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm
	○品質ポリシー(英語版)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/s_gaiyou_e/patent_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット(英語版)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/policies.htm
	○品質マニュアル(上記B, F, G関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○品質マニュアル(英語版)(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/patent_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）④）

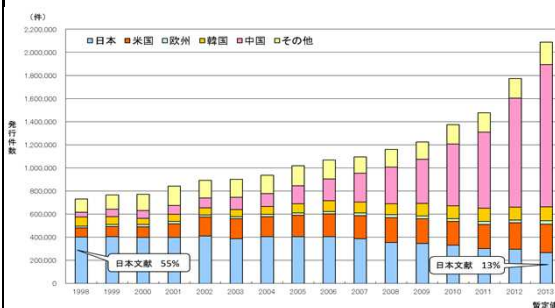
評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

（特許庁の組織体制、人員配置）

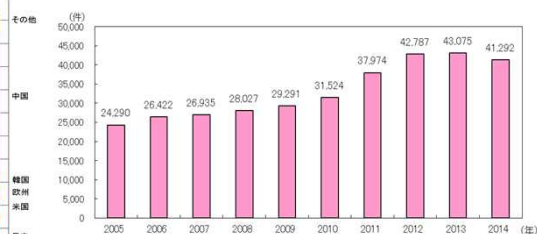
A) 技術分野別に特許審査を行う部が4つ設けられ、4つの部はさらに38の審査長単位（課相当）に分けられ、合計約1,700名の審査官により審査が行われている。4つの部には、管理職が約130名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。各審査部の担当分野は以下のとおりである。

- ・審査第一部：物理、光学、社会基盤関係
- ・審査第二部：機械関係
- ・審査第三部：化学関係
- ・審査第四部：電気、通信、情報関係

B) 出願内容の高度化・複雑化、先行技術調査の対象となる特許文献数の増加（図1参照）、条約により国際調査報告及び国際予備審査報告の作成期限が定められているPCT出願の近年の急激な増加（図2参照）等、審査処理の負担が増大している。



【図1】世界の特許文献¹



【図2】PCT出願件数の推移

実績
又は
現況

¹世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許文献としてカウント。日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。

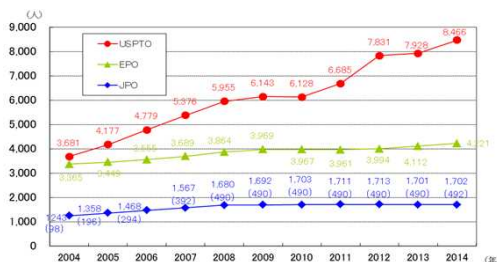
C) 上記B)のような状況に対応し、迅速かつ的確な審査を行うため、審査官の増員要求を行うとともに、審査の効率化を図っている。

① 必要な審査官数の確保（図3参照）

恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、34名の恒常審査官と106名の任期付審査官を採用。すでに任期付審査官として10年にわたり経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再採用の道も引き続き確保。（106名のうち再採用は53名。）

② 先行技術調査事業の拡充

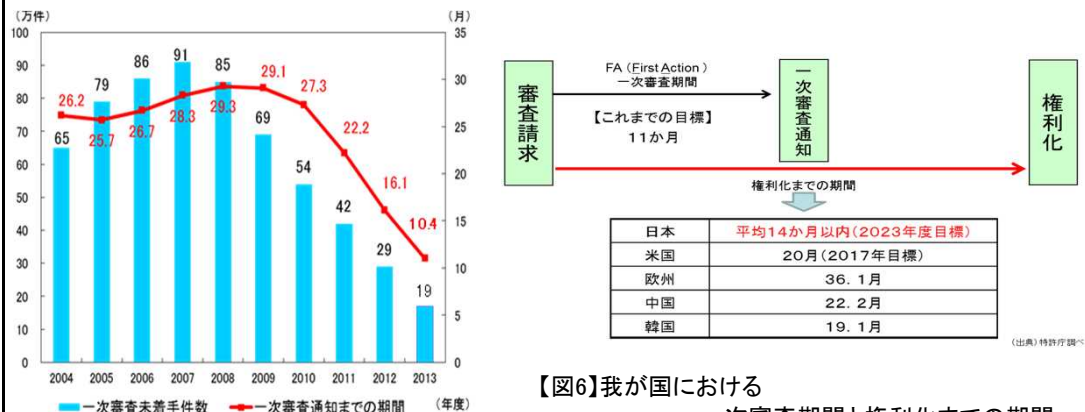
2014年度には、審査効率が高い対話型²での納品が、発注件数の98%、14.6万件（総計14.9万件）となるなど、一層の民間活力の利用を図った。また、外国特許文献検索事業が2013年度に開始された。（2014年度の発注件数は7.7万件。）



【図3】審査官数の推移（備考）括弧内は任期付審査官数

² 対話型とは、登録調査機関の調査業務実施者が審査官と直接面談して先行技術文献調査結果の報告を行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る納品方法を指す。

D)それによって、2013年度末に一次審査通知までの期間(FA期間)は10.4ヶ月となり、2004年に掲げた長期目標である11ヶ月を達成した。また、我が国や米国、欧州等では、一次審査通知までの期間のみでなく権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まっており、新たな10年目標を2014年3月に設定した。



【図6】我が国における
一次審査期間と権利化までの期間

【図5】一次審査通知までの期間の推移

新たな10年目標

- ① 2023年度までに特許の「権利化までの期間※」(標準審査期間)を「平均14か月以内」
- ② 一次審査通知(FA)までの期間を「平均10か月以内」

※出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。

実績
又は
現況

そして、2014年度には、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間を20ヶ月台前半にするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間を11ヶ月未満にするという目標を設定した。そして、前者については15.2ヶ月、後者については9.3ヶ月という実績となり、それぞれ目標を達成した。

(審査官の資格及び能力評価)

E)特許審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験)の合格者又は特許庁が実施する任期付職員(特許審査官補)採用試験の合格者から採用され、審査官の資格は特許法第47条第2項の委任を受けた特許法施行令第12条において規定されている。

同条に規定された資格要件の一つに、独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了があり、そのためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験への合格が必要である。

F)審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、審査実務に関する事例研究を行う研修も用意されている。

G)国家公務員の人事評価制度に従い、特許審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックすることで自発的な能力開発等を促すなどの人材育成や、適材適所の人員配置に利用される。

資料の所在

- 人事評価マニュアル (内閣人事局・人事院)(上記G関連)
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf>
- 国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)(2009年3月6日内閣総理大臣決定)(上記G関連)
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000015876.pdf> (255～259ページ参照)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）⑤）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績
又は
現況

（特許庁の品質管理体制）

A) 責任者としての長官、特許技監

審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監を責任者としている。そして、品質管理システムの改善については、特許技監を長とする会合において定期的に議論し、決定される。

B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位（課相当）

特許審査業務は、各審査部の部長及び各部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が行っている。各審査部・各審査長単位は、調整課品質監理室が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する技術分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。

C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室

品質管理室は、昨年度に続き品質管理室職員5名を維持し、調査員（品質管理補助）は昨年度から8名増加した24名を確保することで、品質管理のために必要な体制を整備し特許審査の品質管理に関する以下のような業務を行っている。

- ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案。
- ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案。
- ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）。

D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官

品質管理庁内委員会は、各審査部・各審査長単位内の有識者（審査長等）から選任された、委員長と各部3名の委員の合計13名で構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から、特許審査の質について以下のような業務を行っている。

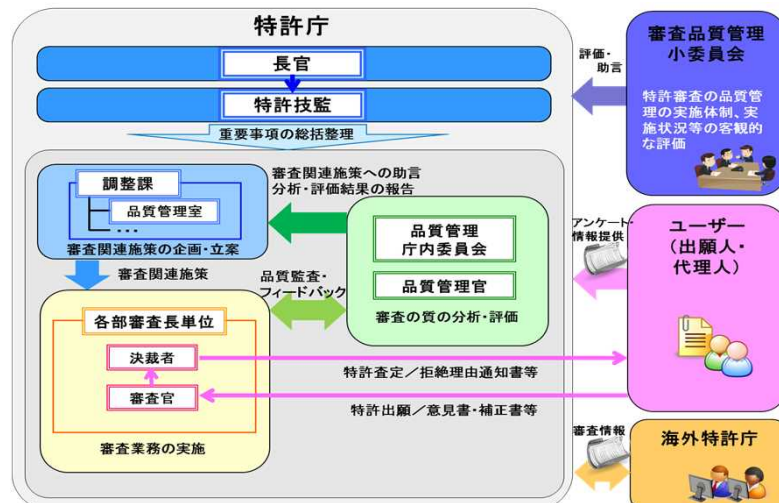
- ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の調整課品質管理室により収集された審査の質に関するデータの分析・評価。
- ・上記分析・評価により明確化された審査の質の現状や解決すべき課題の特許技監及び調整課への報告。
- ・品質監査に関するデータや分析結果（例えば、品質保証の観点から決裁時にすべき事項等）の各審査部・各審査長単位へのフィードバック。
- ・調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対する助言。

品質監査は、審査の質を全体的に把握する観点から、昨年度の試行期間を通じた分析をもとに、より適切な監査が実施できるよう主要な起案種別を以下の品質管理官が分担して行っている。

- ①品質管理官（総括担当）4名：担当技術分野における高度な知識や判断力を有する、管理職経験者から選任され、フルタイムで監査を行う。拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした、再サーチを実施しない品質監査を行う。
- ②品質管理官（技術単位担当）90名（昨年度から1名増員）：より専門的に技術分野を担当し、全業務のうち20%を品質管理官としての業務に充て（フルタイム換算すると18名）、再サーチも含めた品質監査を行う。

- ・監査のための下準備を行う調査員（品質監査補助）を新たに配置して、効率的な監査を実施（上記①）
- ・品質監査の結果を各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバック（上記①及び②）

E) 品質管理体制の概略図

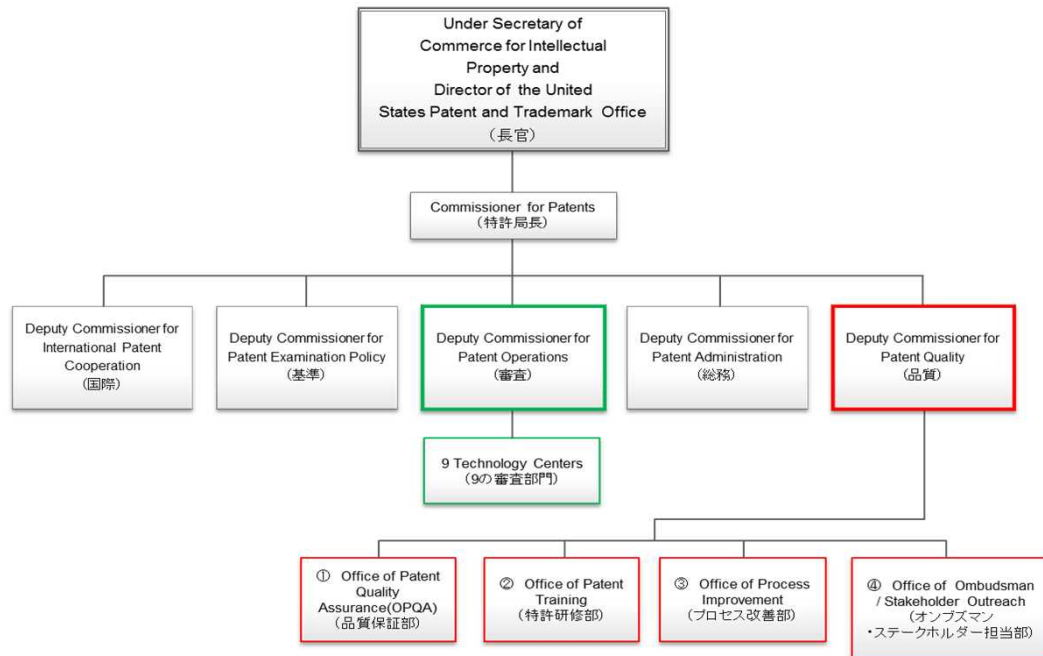


(外国庁の品質管理体制)

F) USPTOの品質管理体制

USPTOでは、長官及び特許局長の下、5人の副局長が配属され各局を統括している。Deputy Commissioner for International Patent Cooperationは国際関係、Deputy Commissioner for Patent Examination Policyは審査基準・方式基準等、Deputy Commissioner for Patent Operationsは審査、Deputy Commissioner for Patent Administrationは総務、Deputy Commissioner for Patent Qualityは品質を担当している。

(USPTOの品質管理体制の概略図)



実績
又は
現況

2015年1月に、特許品質担当副局長(Deputy Commissioner for Patent Quality)が初めて任命され、直下に①品質保証部(OPQA: Office of Patent Quality Assurance)、②特許研修部(Office of Patent Training)、③プロセス改善部(Office of Process Improvement)、④オンブズマン・ステークホルダー担当部(Office of Ombudsman / Stakeholder Outreach)の4つの組織が配置されている。

① 品質保証部(Office of Patent Quality Assurance: OPQA)

品質レビュー、そのフィードバックの提供及び現状分析を行っている。

② 特許研修部(Office of Patent Training)

法律や技術の研修の提供や支援、実務や手続の質向上のための取組、予防措置や訂正措置の提案、品質向上のための実務や手続のレビュー・分析を行っている。

③ プロセス改善部(Office of Process Improvement)

プロセス監査とその改善提案、分析とモニタリングの調整、プロセスを改善するためのアドバイスを行っている。

④ オンブズマン・ステークホルダー担当部(Office of Ombudsman / Stakeholder Outreach)

苦情処理や内外意見の受付・対処を行っている。

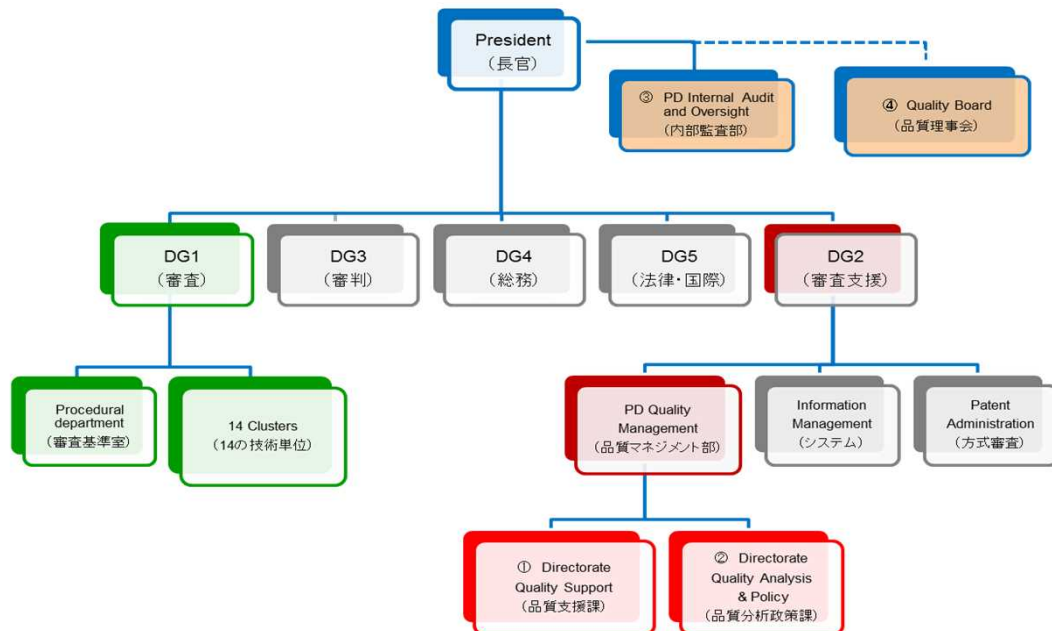
なお、審査については、特許審査担当副局長(Deputy Commissioner for Patent Operations)の下に、9つのTC(Technology Center)があり、所掌する技術分野についての審査を行っている。

実績
又は
現況

G) EPOの品質管理体制

EPOでは長官の下、VP1(Vice President 1)～VP5の5人の副長官が配属され、各DG (Directorate General) を統括している(図2)。DG1は審査(Operational)、DG2は審査支援(Operational Support)、DG3は審判(Appeals)、DG4は総務(Administration)、DG5は法律・国際関係(Legal/ International Affairs)を担当している。

(EPOの品質管理体制の概略図)



DG2の下に、品質管理を担当している部署である品質マネジメント部(PDQM: Principal Directorate for Quality Management)が設けられ、さらに、その下に、①品質支援課(DQS: Directorate for Quality Support)と、②品質分析政策課(DQA&P: Directorate for Quality Analysis & Policy)の2つの組織が配置されている。

① 品質支援課(Directorate for Quality Support: DQS)

恒常的に実施するものや内部的な事項を担当している。例えば、ユーザー満足度調査や苦情処理、品質理事会(QB: Quality Board 下記④参照)に関する事務、審査サーチの適合保証(CASE: Conformity Assurance in Search and Examination)等。

② 品質分析政策課(Directorate for Quality Analysis & Policy: DQA&P)

主に政策やアドホックプロジェクト、対外的な事項を担当している。例えば、ISO9001関連等。

さらに、長官直属の機関として、③内部監査部(PDIA: Principal Directorate Internal Audit)や④品質理事会(QB: Quality Board)が配置されている。

③ 内部監査部(PDIA: Principal Directorate Internal Audit and Oversight)

長官直属の機関として、内部監査を実施している。

④ 品質理事会(QB: Quality Board)

品質政策に関する意志提案組織として設置されている。長官に対し、品質に関するアクションプランを提案する。

なお、審査については、DG1の下に、14の技術単位(C: Cluster)があり、さらに各技術単位には10～15の審査室(Directorate)が設けられ、所掌する技術分野についての審査を行っている。

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑥）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績 又は 現況	（基準・ハンドブック） A)「特許・実用新案審査基準」を全面改訂し、簡潔かつ明瞭な記載とするとともに、英語版も作成し海外発信した。また、同時期に改訂された「特許・実用新案審査ハンドブック」においては、特許が認められる例と認められない例のバランスを考慮しながら事例や裁判例を充実させ、審査の基本的な考え方をより深く理解できるものとした。 PCT国際出願に関して、より高品質な国際調査報告や国際予備審査報告を世界に発信するために、PCT国際出願に関する業務手順や判断基準を詳述した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を作成した。
	（拒絶理由通知書等の記載） B)・国内外の出願人・代理人に審査官の意図がより良く伝わるように、拒絶理由通知書に記載する項目の順序を定めるなどして、拒絶理由通知書等の記載を統一感があり読みやすい様式になるよう見直した。また、見直しを行った記載様式の運用の定着を支援し、かつ、起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールを審査官に提供した。
	（技術動向・ビジネス動向の把握） C) 審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、1999年度から実施している特許出願技術動向調査を継続して行い、2015年度は衛星測位システムを始めとする20のテーマで調査を開始した。さらに、企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、2015年度上半期に23件の申請がなされ、225件の特許出願が当該施策の対象となった。
	（品質保証（決裁*）） D) 審査官が所属する審査長単位（課相当）の管理職は、審査官が作成した処分等に係る書面（起案書）の全件について、所掌分野の統一的な運用の実施や、審査の均質化を目的として、原則として当該起案書の内容の確認のみ（サーチは伴わない）により、審査内容及び起案を、実体面及び形式面の両方からチェック（決裁）を行っている。 実体面のチェックは、審査官による判断が審査基準に沿った妥当なものであるか、適用条文に誤りがないかといった視点に加え、論理の飛躍や文章の省略等により審査官の判断や意図が伝わりにくくなっていないか、表現や言葉遣いが適切か、といった出願人・代理人や第三者の視点をも考慮して行われる。形式面のチェックは、起案書に記載された書誌的事項に誤りがないか等について行われる。 起案内容に疑義がある場合には、チェックを行う管理職は審査官と協議を行うことなどによって審査内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、審査官に起案内容の是正を求めている。 さらに、上記A)で改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容も踏まえたガイドラインを策定した。また、全決裁者を対象として決裁時に留意すべきポイントについての研修を実施した。そして、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積も開始した。 *審査は審査官が行うものだが、「決裁」は、審査の品質保証に関するニーズに応えるものであり、審査官が作成した処分等に係る書類（起案書）に誤りがないことを確認するため、また、担当技術分野における統一的な運用を担保するため、全案件について管理職が行っている。
	（決裁前の起案チェック） E)上記D)の決裁に先立ち、技術情報管理官（担当技術分野の分類やPCT出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、起案書に記載されたサーチ範囲や付与分類（審査官が付与した国際特許分類等）の妥当性の確認や、形式的不備の防止を目的として①特許査定、②国際調査、③国際予備審査における起案書の全件について、記載された分類や起案書の形式的事項等をチェックしている。 また、拒絶理由については、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や技術水準の判断の妥当性のチェックを行い、その結果を利用して管理職が決裁を行っている。

実績 又は 現況	（審査官間の知識共有・意見交換（協議）） F) 審査官相互の知見を結集し、サーチノウハウ、知識等の共有化を図り、サーチや判断のばらつきを抑制した迅速・的確な審査を行うことを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。協議には、①審査官が自発的に行うもの、②所定の条件を満たす案件について必ず行うこととしているもの（必須協議）、③各審査官が半年に一回対象となり、無作為抽出されたPCT出願案件について行うもの（PCT協議）、④異なる審査長単位の審査官間で行うものがある。協議により共有されたサーチノウハウ等については、FIハンドブック等に反映することにより、組織的な情報の共有が図られている。 <u>2015年度 必須協議案件</u> 審査の質についてユーザーからのフィードバックがかかりにくいこと、ユーザーから要望の高い手続負担の低減等に寄与すること等を考慮し、以下の案件を必須協議案件として指定している。また、審査の信頼感を国際的に高める上で重要な案件であるとし、他庁を受理官庁とする英語PCT案件についても新たに必須協議案件とした。この他にも、各審査長単位毎に所掌する技術分野に応じてそれぞれ設定される。 ・即特許案件（拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる案件） ・3回目以降の拒絶理由通知を行う案件 ・特許庁による判断（新規性・進歩性等）が、国際段階と国内段階において相違する案件 ・審査基準の適用に特に注意を要する案件（17条の2第4項適用案件等） ・他庁を受理官庁とする英語PCT出願【新規】 ・最後の拒絶理由通知後に拒絶査定を行う案件【新規】 <u>2015年度上半期実績</u> 全案件（拒絶理由通知、査定、前置審査、PCT）に対する協議実施率（上記①+②+③／全案件）15.9% （2014年度上半期実績 14.7%）
	（業績目標と審査官の評価） G) 特許審査官についても、国家公務員の人事評価制度に従った業績評価が実施される。これは、評価項目④のG)記載の「能力評価」と合わせて人事評価を実施することで、職務遂行能力の発揮状況や職務上挙げた業績をより正確に把握し、人材育成や、適材適所の人事配置を実現することを目的としている。各審査長単位は、年に2回、組織業績目標を策定している。審査の質についても、審査内容（サーチ、判断、起案）の観点及び審査の質を意識した取組の観点から目標が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査長単位の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度審査長により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。
	（面接・電話応対） H) 審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得る上で重要である。また、ユーザー評価調査の結果からも、審査官との面接や電話応対に対するユーザーの関心の高さが伺える。そこで、2014年4月からユーザーの納得度を上げることを目的として、積極的に面接に応じる運用を行い、同年10月には面接ガイドラインを改訂し、面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとした。（従前は、迅速かつ的確な審査に資しないと判断される場合は受諾しないこともあった。）2015年度は、7月に10日間の日程で「巡回特許庁 in KANSAI」を開催し、34社150件の出張面接審査を行った。 <u>2015年度上半期実績</u> 面接及び電話応対の実施率 4.5%（2014年度上半期実績 4.0%） ※国内出願の全オフィスアクション（拒絶理由通知、査定、前置審査）のうち、面接又は電話応対等が実施されたアクションの率
	（外国特許文献サーチ等の拡充） I) 積極的に外国特許文献・非特許文献調査を行うことを目的として、2015年度は以下の取組を行っている。 1. 外国特許分類情報（CPC等）、英語シソーラスといった文献調査に関する知識を収集・蓄積し、審査官間で共有・活用する取組の推進。 2. 非特許文献検索については、2つの庁内DBの他、6つの検索系・36の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な状態を継続し、新たにISO等の規格文書を庁内DBに蓄積することによる審査官の簡便なアクセス。 3. 中韓文献翻訳・検索システムを用いた先行技術調査の暫定試行を含め、外国特許文献の登録調査機関による先行技術調査の拡充。
	（日米協働調査試行プログラムの開始） J) 日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムを2015年8月から試行期間を2年として開始した。これにより審査の質の向上を図ることが期待される。具体的には、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付するものである。これにより、我が国企業等は、日米両国に特許出願した発明について、審査・権利取得の時期に関する予見性が向上するとともに、日米の特許審査官による調査結果を踏まえたより強く安定した権利を、日米両国において早期かつ同時期に得ることが可能となり、国際事業展開の促進が期待される。

実績 又は 現況	(品質関連情報の収集・提供) K) 調整課品質管理室・品質管理庁内委員会は、改善すべき点等を明らかにすると共に、関係部署と連携しながら特許審査の質の維持・向上のための施策に反映させることを目的として、以下の品質関連情報を収集している。また、各審査部・各審査長単位等は、これらの品質関連情報を活用することにより、特許審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。 1. 審査に関する統計データ ①即特許(拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる)率、②拒絶理由(新規性、進歩性、記載不備等)ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを、2015年度も毎月1回、審査官に提供した。各審査官は、審査のばらつきを低減する観点から、これを意識しつつ、必要に応じて協議に活用した。 2. 審判に関する統計データ 審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、その前提となる審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられる。そこで、①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ、②無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集・分析し、審査長単位に提供した(2015年度も、①は毎月1回、②は四半期に1回提供した)。さらに、特許異議申立制度に関する情報も10月から毎月1回提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供すると共に指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握に利用した。
	(能力向上のための研修の実施) L) 特許審査の質の向上のためには、特許審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須である。そこで、審査官の知識・能力を向上させることを目的として、①法律・審査基準に関する知識、②技術に関する知識(新規技術分野を担当する審査官の基礎知識や、審査官として求められる応用・先端技術の習得のための、技術研修や庁内セミナー等)、③国際化に対応する語学能力、④先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供している。2015年度は特に上記③について、国際審査官協議、外国文献調査の充実、PCT管轄拡大(他庁を受理官庁とする国際調査・国際予備審査の管轄拡大)等の審査業務の国際化への対応の観点から、外国語研修の規模を拡大した(受講者数は前年度比で約3割増)。
	(登録調査機関が実施した先行技術調査に対する評価と指導) M) 特許審査のうち、登録調査機関によって先行技術調査が実施されているものがある。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。 1. (納品された全件について)審査官によるサーチ結果の評価、及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック。 2. 上記1. の評価結果をもとに、必要に応じて、審査長等による当該機関との四半期毎の協議。 3. 登録調査機関の選定にあたり、上記1. の評価結果の考慮を継続。 4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対して、OJTを継続して実施し審査官が直接育成。 (検索インデックスの付与及び整備) N) 的確なサーチを行うことを目的として、検索インデックス(FI分類及びFターム)の付与・メンテナンスについて以下の取組を行っている。 1. 受理した出願全件に対し、FIハンドブックやFターム解説に従い、登録調査機関を活用して検索インデックスを付与している(一元付与)。検索インデックスは、出願当初の明細書等に基づいて付与され、審査の過程を通じて修正する必要がある場合は審査官により修正されている。 2. FI分類表の改正・Fタームリストのメンテナンスを、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ、審査長単位で実施している。また、FI分類表改正等に伴って必要になる検索インデックスの再付与は、民間事業者等を活用するなどして実施している。(2015年度は、FI分類表改正を80メイングループ、Fタームメンテナンスを16テーマで行った。) 3. 審査官は、登録調査機関又は民間事業者により付与された検索インデックスをチェックし、必要に応じて連絡票を作成して改善すべき点をフィードバックしている。また、一元付与については、フィードバックの結果に基づいて、審査長等は登録調査機関の分類指導者と四半期毎に協議を行い、必要に応じて改善を促している。
資料の所在	○特許・実用新案審査基準(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm
	○特許・実用新案審査基準(英語版)(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/1312-002_e.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(上記A関連) https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(英語版)(上記A関連) https://www.ipo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pct_handbook_e.htm
	○人事評価マニュアル(内閣人事局・人事院)(上記G関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf
	○面接ガイドライン(上記H関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm
	○日米協働調査試行プログラムについて(上記J関連) https://www.ipo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm
	○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説(上記N関連) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage トップページ>特許・実用新案>パテントマップガイダンス(PMGS)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑦）

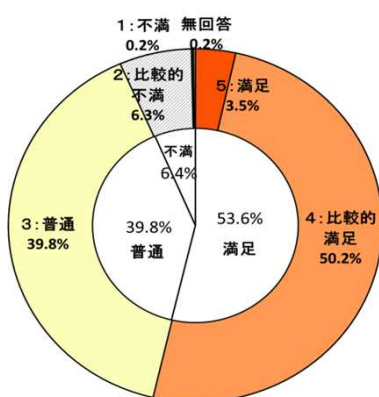
評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績 又は 現況	（特許審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証） A) 2015年度の始めに、年度内に実施をすべき特許審査の取組の計画を、①審査の処理、②検索等の審査周辺システムの整備、③法令の適用や審査基準の運用、④人材育成、⑤品質管理の各観点から策定した。策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証した。
	（品質監査） 調整課に配した品質管理官による品質監査を2014年4月から実施している。2015年4月からは、審査官が作成した処分等に係る書面（起案書）の一部を決裁者による決裁後に無作為抽出して監査を行っている。品質管理官は、無作為抽出された処分等が法令・指針等に沿っているかどうかを品質監査のためのガイドラインに従ってチェックし、その結果を当該処分等を担当する審査官が所属する審査長単位（課相当）の審査長等にフィードバックする。審査長等は、このフィードバックに基づき、必要に応じて審査官に対して指導等を行う。2015年7月からは、現状のシステムを工夫して、決裁後かつ出願人・代理人への発送前に無作為抽出して監査を行う体制へと移行している。監査を決裁後発送前に実施することにより、決裁を含めた庁として外部に提供する審査成果物の質を把握できると共に、発見された不備を解消した上で発送することが可能となった。 B) 最初の拒絶理由通知、特許査定、PCT国際調査報告及び国際調査機関の見解書の品質監査 サーチの質に関する課題を把握することを目的として、サーチを含む審査の質について、品質管理官（技術単位担当）^{*1}による監査を実施している。2015年度上半期は、各技術単位から無作為に抽出した1,065件について品質監査の指針や手順を規定したガイドラインにしたがって品質監査を行った（年度計画の49%実施）。 ^{*1}: 各技術単位の案件を担当する品質管理官
	C) 最後の拒絶理由通知・拒絶査定²の品質監査 拒絶理由の論理構成及び起案の的確性など、サーチ以外の審査の質に関する課題を把握することを目的として、豊富なチェック（決裁）経験を有する品質管理官（総括担当）^{*2}による監査を実施している。2015年度上半期は、各審査部単位から無作為に抽出した550件について品質監査の指針や手順を規定したガイドラインにしたがって品質監査を行った（年度計画の51%実施）。 ^{*2}: 管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官
	（部分監査） D) 出願人・代理人等と審査官との間の円滑な意思疎通を妨げる、形式的な不備の減少を目的として、調整課品質管理室の特許審査調査員（審査品質管理補助担当）による形式的瑕疵（誤記、拒絶理由を発見しない請求項を示す付記を適切にしていない等）に関するチェックを2011年度に試行し、2012年度から実施している。当該チェック結果は、決裁をした審査長等を通じて対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。2014年度の当該チェックは、合計2,400件について行われたが、2015年度は更にチェックを拡充し、上半期は既に2,555件を実施した（年度計画の52%実施）。また、上半期は特定期間に特定の技術単位について集中的に監査を行うことでフィードバック効果を高めた。2015年度下半期の監査においては、起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールの利用拡大により、瑕疵が発見される割合を昨年度の結果から一割以上低減する目標を立てている。

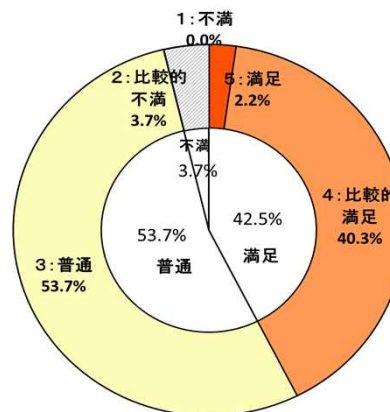
(ユーザー評価調査)

E) 審査の質の現状や審査の質に対するユーザーニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的として、ユーザー評価調査を実施している。2012年度から開始した調査を、ユーザーの評価やニーズの継続的な把握のため、2015年度も引き続き実施した。調査規模としては、内国企業613社、外国企業50社、代理人55者を対象に国内出願及びPCT出願における審査の質全般等について調査し、在外ユーザーへの調査の規模を拡大した。また、今年度から審査の質全般の印象の変化についてなどの7つの質問項目を新たに追加した。

国内出願における質全般の調査については、昨年度と比較して、「満足(5段階評価における「満足」と「比較的満足」を合計した値)」との評価が6.6ポイント上昇した。また、最近(1年程度)の審査の質全般の印象の変化については、国内出願について22.6%、PCT出願について10.1%、「良くなってきている」との回答を得た。



国内出願における質全般の調査



PCT出願における質全般の調査

【図1】平成27年度ユーザー評価調査の結果概要

実績

又は

現況

(ユーザー等との意見交換)

F) ユーザーニーズの把握を目的として、上記E)の調査だけでなく、各企業や業界団体等の特許制度ユーザーと直接的に意見交換を行っている。

- ・各企業／業界団体等と特許庁長官、特許技監、及び各審査部との意見交換を例年行っている(2015年度意見交換実施予定:約400件、2015年度上半期実績:46件)。国内外の企業経営層との意見交換では、経営層の立場からみた、審査の質を含めた特許庁の取組への意見・要望等を伺っており、実務者との意見交換では、現場の目線からみた、審査の質に関する意見・要望等を伺っている。頂いた意見・要望等は品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用している。

- ・調整課品質管理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体と意見交換会を開催している。当該意見交換会では、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒヤリングを行い、出願人・代理人等と問題意識を共有した。

- ・ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供を行った。

(審査の質の向上のためのホームページでの意見受付)

G) これまでの電話・メールやユーザー評価調査等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーからの意見を受け、審査の質の向上に活用することを目的として、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始した(2014年11月)。寄せられた意見は、調整課品質管理室において適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析して品質向上のための取組に反映している。また、意見提出者の同意が得られた場合は、審査部にフィードバックし、同様の事例の発生の防止に努めている。

また、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供を行った。

(審判決との判断相違の要因分析)

H) 審査段階での判断と審決の判断が相違した場合の、審判からの審理結果のフィードバックに対する審査官による分析を全技術分野において実施した。(2015年度上半期:426件)

資料の所在

○審査の質の向上のための御意見受付(上記G関連)

<http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm>

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑧）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。
実績又は現況	（分析） A) 品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析 ・2015年4月には前年度の取組を対象に、2015年10月には上半期の取組を対象に、その実績及びFA11達成下の課題について、管理職に対するヒアリングや下記B)～D)の結果について管理職及び審査官向けに報告を行った。 ・出願及び審査請求動向などから、任期付審査官を含めた必要な人員について把握し、世界最速・最高品質の特許審査の実現のために必要な人的資源を分析した。 ・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目毎の実績・現況等の整理や、委員から受けた改善提言を通じて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。 B) 決裁を通じた分析 ・統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うためにガイドラインを策定するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積を開始することで、典型的な誤りを分析できるようにした。 C) 品質監査を通じた分析 ・審査の質を全体的に把握する観点から、主要な起案種別（最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定、国際調査報告）毎に監査を行うことで、各種別ごとの課題を分析できるようにした。 ・2015年7月からは、品質監査を決裁後発送前のタイミングで実施できるような体制とし、適時・適切な監査を実施できているかについて分析を行った。 D) 部分監査を通じた分析 ・起案書における形式的瑕疵を典型的な誤りとして類型化し、それをもとにチェックを実施している。2015年度上半期に実施した形式的瑕疵チェックの結果をもとに、支援ツールによるシステムのチェックを介在させることで瑕疵の発生を防止できる点について分析を行った。 E) ユーザー評価調査を通じた分析 ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析をしている。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価が低く相関係数が高い観点を抽出して分析している。 F) ユーザーとの意見交換、ホームページ等を通じた意見聴取に基づく分析 ・調整課品質管理室にて経過情報などを整理したうえで、品質管理庁内委員会が中心となって、審査基準や品質マニュアルとの整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行った。 （課題抽出） G) 品質監査についての課題 [A)及びC)での分析結果] ・品質監査を行う案件の抽出に系統的な制約があることにより、適時適切な品質監査を行うことが可能でないため、このような制約を受けないシステムの整備が必要である。 H) 部分監査についての課題 [A)、D)での分析結果] ・形式的瑕疵の発生を抑制するため、起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールの機能を継続的に改善し、審査官に提供することが必要である。 I) ばらつきのない判断についての課題 [A)、C)、F)での分析結果] ・同一技術分野における審査官間のばらつきを低減するための協議を、継続して実施することが必要である。 J) 外国文献サーチについての課題 [A)、C)、E)での分析結果] ・外国文献サーチの充実のため、そのノウハウの蓄積・共有が必要である。 ・登録調査機関による先行技術文献調査において、外国文献のサーチを着実に行うことが必要である。 ・国際的な調査に向けた検索インデックスの再整備が必要である。

実 績 又は 現 況	K) 審査体制についての課題 [A)での分析結果] ・任期付審査官を含む審査官定員及び予算の要求を行うとともに、採用活動を通じて、優秀な人材を確保していくこと及び確保した人材を確実に審査官へと育成していくことが必要である。
------------------	--

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑨）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	（①の改善状況） ・2015年度の実施体制を反映させるために、2015年6月に「品質マニュアル」を改訂し、公表した。 ・品質管理のための具体的な手順を示す文書の一つとして、2015年9月に「特許・実用新案審査基準」を改訂し、公表した。また、2015年10月には、「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を策定し、公表した。
	（②の改善状況） ・「特許・実用新案審査基準」において、特許審査官が特許審査を行う具体的な手続が定められている箇所を「第Ⅰ部 審査総論」とし、ユーザー目線も持って審査を行うという審査の基本方針を示すとともに、審査の各手順において審査官がなすべき事項を以下の8つの節に分けて説明している。 「本願発明の認定」、「先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書等の取扱い」、「査定」、「補正の却下の決定」、「前置審査」、「出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め」の各手順において審査官がなすべき事項を規定した。
	（③の改善状況） ・ユーザーへの公表については、2015年5月に作成した庁の紹介パンフレット及びDVD（「産業の発達を支え続ける特許庁ー世界最高の知財立国の実現に向けてー」）において、世界最高の知財立国の実現に向けた様々な取組の一つとして、「品質ポリシー」を紹介した。 ・改訂された「特許・実用新案審査基準」に、品質ポリシーに沿った審査が十分なされるように、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針を明記した。 ・改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会を開催した。 ・審査官に対する法定研修等で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義を引き続き実施し、受講者の理解を確認するためのチェックを行った。 ・審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を行うこととし、品質管理に関する理解状況を確認すると共に、理解の促進を図った。
	（④の改善状況） ・恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、34名の恒常審査官と106名の任期付審査官を採用した。 ・すでに任期付審査官として10年にわたり経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再採用の道も引き続き確保した。（106名のうち再採用は53名。）
	（⑤の改善状況） ・昨年度に続き品質管理室職員5名を維持し、調査員（品質管理補助）は昨年度から8名増加した24名を確保して、品質管理のために必要な体制を整備した。 ・品質監査は、審査の質を全体的に把握する観点から、昨年度の試行期間を通じた分析をもとに、より適切な監査が実施できるよう主要な起案種別を、再サーチも含めた品質監査を行う品質管理官（技術単位担当）と、拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした、再サーチを実施しない品質監査を行う品質管理官（総括担当）とが分担して本格的に実施した。 ・品質管理官（総括担当）の監査のための下準備を行う調査員（品質監査補助）を新たに配置して、効率よく監査することを可能とした。

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑩）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	（⑥の改善状況 ー審査に関するものー） ＜基準・ハンドブックに関するもの＞ 審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にするのみならず、特許権取得の予見性が高い、国際的に通用する審査をする必要があるため、以下のことを行った。 ・「特許・実用新案審査基準」を全面改訂し、簡潔かつ明瞭な記載とするとともに、英語版も作成し海外発信した。 ・同時期に改訂された「特許・実用新案審査ハンドブック」においては、特許が認められる例と認められない例のバランスを考慮しながら事例や裁判例を充実させ、審査の基本的な考え方をより深く理解できるものとした。 ・PCT国際出願に関して、より高品質な国際調査報告や国際予備審査報告を世界に発信するために、PCT国際出願に関する業務手順や判断基準を詳述した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を作成した。 ＜記載に関するもの＞ ユーザーにおける審査の納得性を高めるためには、審査官の判断をユーザーにわかりやすく伝える必要があるため、以下のことを行った。 ・国内外の出願人・代理人に審査官の意図がより良く伝わるように、拒絶理由通知書に記載する項目の順序を定めるなどして、拒絶理由通知書等の記載を統一感があり読みやすい様式になるよう見直した。 ・見直しを行った記載様式の運用の定着を支援し、かつ、起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールを審査官に提供した。 ＜審査官間の知識共有・意見交換（協議）に関するもの＞ ・審査の信頼感を国際的に高める上での重要性を踏まえ、他庁を受理官庁とする英語PCT案件を新たに必須協議案件とした。 ＜技術動向・ビジネス動向を把握した審査に関するもの＞ 特許性の的確な判断のためには、最新の技術動向やビジネス動向の把握が必要であるため、以下のことを行った。 ・審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。 ・1999年度から実施している特許出願技術動向調査を継続して行い、今年度は衛星測位システムを始めとする20のテーマで調査を開始した。 ・企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、今年度上半期に23件の申請がなされ、225件の特許出願が当該施策の対象となった。 ・7月に10日間の日程で「巡回特許庁 in KANSAI」を開催し、34社150件の出張面接審査を行った。
	（⑧の改善状況 ー審査官が作成した通知書のチェックに関するものー） ＜決裁に関するもの＞ 審査官が作成した通知書の不備を低減するためには、これらの通知書に対する管理職による品質チェックとしての決裁の充実が欠かせないため、以下のことを行った。 ・改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容も踏まえたガイドラインを策定した。 ・全決裁者を対象として決裁時に留意すべきポイントについての研修を実施した。 ・決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積も開始した。 ＜決裁前の起案チェックに関するもの＞ ・拒絶理由について、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や技術水準の判断の妥当性のチェックを行い、その結果を利用して管理職が決裁を行う体制を確立した。

実績 又は 現況	(⑥の改善状況 ーその他ー) ＜調査に関するもの＞ 先行技術調査は審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要であるため、以下のことを行った。 ・2015年度は、80メイングループのFI分類表を改正し、16テーマのFタームメンテナンスを行った。 ・外国特許文献調査については、外国特許分類情報(CPC等)、英語ソースといった文献調査に関する知識を収集・蓄積し、審査官間で共有・活用する取組を引き続き進めている。 ・非特許文献検索については、2つの庁内DBの他、6つの検索系・36の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な状態を継続し、新たにISO等の規格文書を庁内DBに蓄積して審査官が簡便に利用可能とした。 ・日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムを8月から試行期間を2年として開始した。これにより審査の質の向上を図ることが期待される。 ＜登録調査機関に関するもの＞ 高品質かつ効率的な特許審査のためには、登録調査機関による先行技術調査を充実させ、これを効果的に活用することが欠かせない。 ・登録調査機関の選定にあたり、昨年度に納品された全件のサーチについて審査官がサーチ結果を評価し、その評価結果を考慮することを継続して行った。 ・新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対して、OJTを継続して実施し審査官が直接育成を行った。 ・中韓文献翻訳・検索システムを用いた先行技術調査の暫定試行を含め、外国特許文献の先行技術調査を拡充した。 ＜審査官の能力向上に関するもの＞ ・国際審査官協議、外国文献調査の充実、PCT管轄拡大(他庁を受理官庁とする国際調査・国際予備審査の管轄拡大)等の審査業務の国際化への対応の観点から、外国語研修の規模を拡大した(受講者数は前年度比で約3割増)。
	(⑦の改善状況) ＜ユーザー意見に関するもの＞ 品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要であるため、以下のことを行った。 ・ユーザー評価調査を引き続き実施し、よりの確にユーザーの意見を聴取するために、調査票の項目を追加するとともに、昨年度から実施している在外ユーザーへの調査の規模を拡大する等、多様なユーザーニーズの調査を可能とした。 ・業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声を把握した。 ・ユーザーから寄せられた意見については、適切に集約・分析し、必要に応じて審査長等にフィードバックを行った。さらに、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供した。 ＜品質監査に関するもの＞ 審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要であるため、以下のことを行った。 ・品質監査の時期を決裁後、かつ、発送前に統一し、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みを整えた。 ・形式的瑕疵をチェックする部分監査において、特定期間に特定の技術単位について集中的に監査を行うことでフィードバック効果を高めた。
	(⑧の改善状況) ・ユーザーから指摘の多かった「新規性・進歩性についての拒絶理由通知等の記載」については、記載様式の統一を図り、拒絶理由が通知された請求項と引用文献の組み合わせの明確化や、引用文献参照箇所の明記などを徹底するよう努めた。 ・全体評価への相関が高く、かつ、評価が低かった「ばらつきのない判断」については、「特許・実用新案審査基準」を全面的に改訂して簡潔で分かりやすい記載・構成とするとともに、決裁や協議のより一層の充実を通じて審査官間の判断のばらつきを低減するよう努めた。 ・ユーザーから十分な評価が得られていない「外国特許文献や非特許文献の調査」については、外国特許文献調査に関するノウハウの蓄積・共有、検索インデックスの国際調和に向けた再整備、非特許文献へのアクセス改善等により、調査の充実に努めた。

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅲ. ⑪）

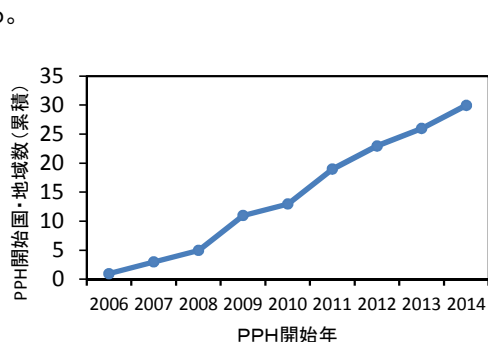
評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
評価の目的及び観点	⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。

実績又は現況	（国内への情報発信、協力関係） A) 意見交換会による情報発信及び協力体制 ・各企業／業界団体等と特許庁長官、特許技監、及び各審査部との意見交換を例年行っている（2015年度意見交換実施予定：約400件、2015年度上半期実績：46件）。意見交換では、審査の質向上に関する施策・取組等について紹介している。 ・調整課品質管理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体との定期的な意見交換会を継続して開催している。意見交換会では、審査基準の改訂等の審査の質向上に関する取組について情報発信し、審査の質に関して具体的に意見交換すると共に、出願人・代理人等と問題意識を共有した。
	（国外への情報発信、協力関係） B) 国際会合における情報発信 ・日中韓特許審査専門家部会（JEGPE: Joint Experts Group for Patent Examination） 2015年8月に、日中韓の実務者間で品質管理、ワークシェアリング、審査マネジメント等について意見交換するために、第7回日中韓特許審査専門家部会が中国において開催された。本会合において、JPOは自国の品質管理システムについて情報発信するとともに、中韓の品質管理体制やユーザー満足度調査の情報を聴取した。さらに、JPOから提案した、三庁の実務者とユーザーとの意見交換会について、具体化に向け実務者間で調整を進めることになった。 ・五庁品質管理会合（IP5/QMM: Quality Management Meeting） 2015年10月に、各庁の品質管理システムについて情報交換や議論を行うために、五庁第三作業部会（IP5/WG3）の枠組みを利用して、五庁の品質管理担当者が一堂に会する第2回五庁品質管理会合が米国において開催された。本会合において、JPOは自国の品質管理システムについて情報発信するとともに他庁の情報を聴取し、今後、五庁で協調して行うべき作業に関する議論に積極的に関与した。
	C) 海外の特許庁への直接的な情報発信 海外の特許庁職員（主に審査官や品質管理担当者）に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの品質管理システムを紹介した。主なものは以下の通りである。 ・海外の特許庁幹部への情報発信 ①USPTOの品質担当副局長（2015年6月、10月） ②ドイツ特許商標庁の副長官（2015年9月） ・海外の特許庁の審査官等への情報発信 ①USPTO（2015年10-12月の審査官派遣時） ②EPO（2015年11-12月の審査官派遣時） ③SIPO（2015年5月の審査官派遣時、9月の審査官受入時） ④スウェーデン特許登録庁（2015年1-7月の審査官派遣時、7月の品質管理担当者派遣時、10月の審査官派遣時） ⑤英国知的財産庁（2015年3-9月の審査官派遣時） ⑥ドイツ特許商標庁（2015年11月の審査官受入時） ⑦シンガポール知的財産庁（2015年5-7月の審査官派遣時） ⑧台湾智慧財産局（2015年9月審査官受入時） ⑨インド特許意匠商標総局、タイ知的財産局（2015年11月の新興国審査官向けの研修時）
	D) ユーザーへの情報発信、協力関係 ・US-Barとの品質に関する会合（2015年10月） ・米国知的財産権者協会（IPO: Intellectual Property Owners Association）との会合（2015年11月） ・国際弁理士連盟（FICPI: Fédération Internationale des Conseils en Propriété Intellectuelle）との会合（2015年11月）

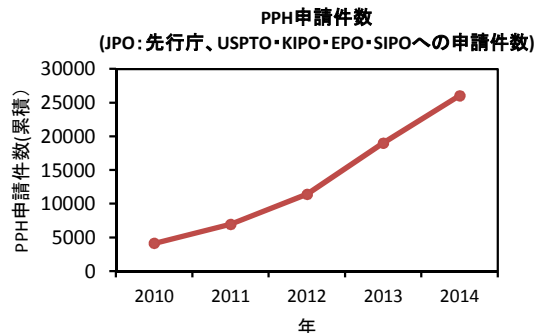
E) 海外の特許庁との協力関係

・特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)を通じた協力体制

特許審査ハイウェイ(PPH)は、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPOの提案によって2006年に日米間でPPH試行を開始して以来、その拡大や利便性の向上に取り組んできた。その結果、現在JPOは34か国・地域とPPHの試行を行っており、その利用件数も着実に増加している。



【図1】JPOとPPHを開始した国数



【図2】JPOから他国へのPPH申請累積件数の推移

・米国特許商標庁(USPTO)との協力体制

2015年8月にJPOとUSPTOとの間で日米協働調査試行プログラムを試行期間を2年として開始した。本プログラムでは、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付する。

また、USPTOとは、今年から、PPH案件を対象として判断が異なった案件の相違要因を特定する分析を共同で実施している。

さらに、上記B)の五庁品質管理会合においてJPOの品質管理システムについて情報発信し、USPTOの情報も聴取するとともに、上記C)に記載の機会を利用してUSPTOの品質担当副局長等と意見交換を実施し、互いの品質管理システムについて相互理解を深めた。

・欧州特許庁(EPO)との協力体制

上記B)の五庁品質管理会合においてJPOの品質管理システムについて情報発信し、EPOの情報も聴取した。また、EPOとは、2013年から、国際段階と国内段階の結果を統計的に解析すると共に、審査官の派遣を通じて、判断が異なった案件の相違要因を特定する分析を共同で実施している。当該取組を本年度も継続し、上記C)のEPOへの審査官派遣の機会を利用して、生物化学の分野において実施した。その際、併せて昨年度の派遣を通して得られた、EPOにおける品質管理システムについて、追加情報を収集した。

・中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)との協力体制

上記B)の日中韓特許審査専門家部会や五庁品質管理会合の機会を利用してJPOの品質管理システムについて情報発信するとともにSIPOの情報を聴取した。

・韓国特許庁(KIPO)との協力体制

上記B)の日中韓特許審査専門家部会や五庁品質管理会合の機会を利用してJPOの品質管理システムについて情報発信するとともにKIPOの情報を聴取した。

・スウェーデン特許登録庁(PRV)との協力体制

PRVとは、2014年度からISR(国際調査報告)の質向上を目的として、共通FB(フィードバック)フォームのやりとりを通じて事前に双方の見解を共有した上で、審査官協議の機会を利用して共同分析を行っている。2015年度は化学分析と伝送システムの分野において国内段階での調査・審査結果を、指定官庁(DO)であるJPOから国際調査機関(ISA)であるPRVにフィードバックし、さらにそれに対するISAの見解をDOに返送することを通じて判断乖離要因を特定する共同分析を上記C)のPRVへの審査官派遣の機会を利用して実施した。

・ヴィシェグラード・グループ(ポーランド・ハンガリー・チェコ・スロバキアの4か国で構成されるグループ、以下「V4」)への協力

品質管理実務者をポーランドに派遣し、品質管理に関するISAとしての知見を共有することを通じて、V4のISA設立を支援した。

・その他協力関係

上記B)記載の国際会合等を通じて、日中韓、五庁、国際機関間において互いの品質管理システムに関して情報及び意見を交換する等、外国庁や国際機関との継続的な協力関係を構築している。

PCTの国際調査機関が出席する品質サブグループ会合では、会合前後だけでなく、電子フォーラムを通じて、通年で各国の品質管理システムに関する情報交換や議論がなされている。

実績
又は
現況